

指定介護予防支援事業所への実地指導について

1 概要

介護予防支援事業とは、要支援 1 又は要支援 2 と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から、ケアマネジメントを行うものです。

この事業は、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、介護予防サービス計画作成業務を自ら行ったり、居宅介護支援事業所に委託したりするなど、関係機関と協力しながら実施しています。

この事業を実施する市内 13 か所の包括センターに対して、適切な運営やより良いサービスを提供できる事業者の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知や理解、サービスの質の確保と向上及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、介護保険法 23 条及び平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱に基づき事業者の所在地において関係書類をもとに、実地指導を行っています。

2 指導実績

令和 3 年度は 2 事業所を対象に実地指導を実施しました。

実施日	令和 3 年 10 月 14 日（木）	令和 3 年 10 月 15 日（金）
実施時間	13：30 から 16：00 まで	13：30 から 16：00 まで
対象包括支援センター	あさひみなみ	ゆりのき
指導結果	文書による改善を求める事項なし （実地指導の際に口頭で指摘した事項あり）	

具体的な指導ポイント

- ・ 運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示（提示）がされているか。
- ・ ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・ 個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・ 相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・ 日付、記名等が契約書や同意書、重要事項説明書等でされているか。
- ・ 委託の把握方法等の確認。
- ・ モニタリングが 1 ヶ月に 1 回記録に残されているか。
- ・ 苦情や事故の対応について、マニュアルや記録があるか。
- ・ 主治医との連携が取れているか。

口頭で指導した事項

○「夜間・休日の発動体制マニュアル」の市担当部分が高齢福祉課になっていたため、地域包括ケア推進課へ訂正すること。

相談室について、センターの入っている建物の防火対策の関係上、仕切りを天井まで付けられないということだったため、プライバシーが確保出来る部屋ではなかった。相談時は、他の職員が席を外す等工夫すること。

○介護予防サービス支援計画表について

・計画表に追加プランを記入した際、追加プラン開始前にご本人同意が抜けている計画表があった。同意を必ずいただき、支援開始すること。

・計画表の作成日と同意日が逆になってしまっていた。作成日 同意日 サービス開始日の順となるよう作成すること。

・暫定プランのみがファイリングされていた。最新のプランを保管すること。

・変更プラン作成時に、変更の前から続いているサービスが抜け、追加サービスのみが記載されたプランとなっていた。全てのサービスを記載すること。

・基本チェックリストで該当があった項目について、保険サービスに結びつかなくても、検討した旨をプランに残しておくこと。

・計画表のサービス提供期間が、認定の有効期間となっているものがあった。実際のサービス提供期間を記入すること。

個人ファイルに契約書、個人情報同意書等の書類がなかった。確認し保管すること。

サービス担当者会議にて、医師の意見の記載がなかった。記録を残すこと。

勤務形態一覧表について、管理者業務を主とした書き方へ訂正すること。

ハラスメント防止の方針が法人にはあるようなので、包括支援センター用にも作成をお願いしたい。

運営規程が掲示されていないので掲示（設置）すること。

運営規程の記載内容について、職員の職種（介護支援専門員、認知症地域支援推進員）、営業時間（午後5時15分）、虐待防止事項を追加記載すること。

個人情報使用同意書について、（利用者の家族）から（代理人又は立会人）に変更をお願いしたい。

備品一覧表に認知機能検査タブレット、プリンターの追加記載をお願いしたい。

法人から貸与されているパソコンもセキュリティワイヤーで繋げていただくようお願いしたい。

苦情について、上半期で1件となっている。利用者からの貴重な意見となるので、広義で捉えて活かして欲しい。

以 上